

1 関市を取り巻く環境

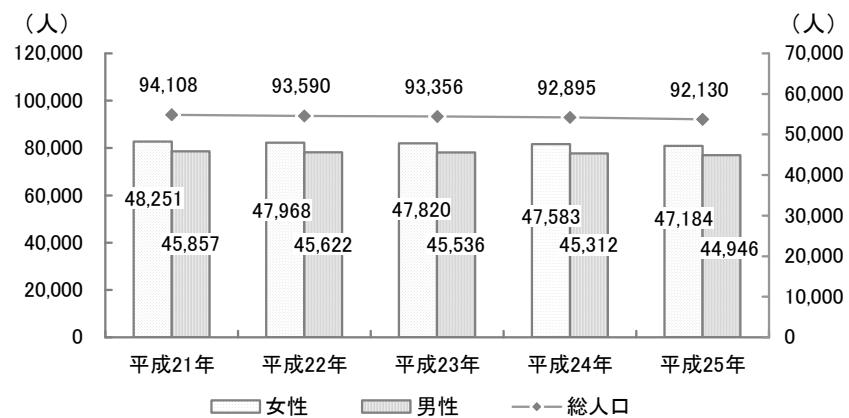
(1) 人口

関市の総人口は緩やかに減少しており、平成25年には92,130人となっています。

また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、15～64歳（生産年齢人口）の割合が減少し、65歳以上の老人人口の割合が高くなっています。少子高齢化が進行しています。

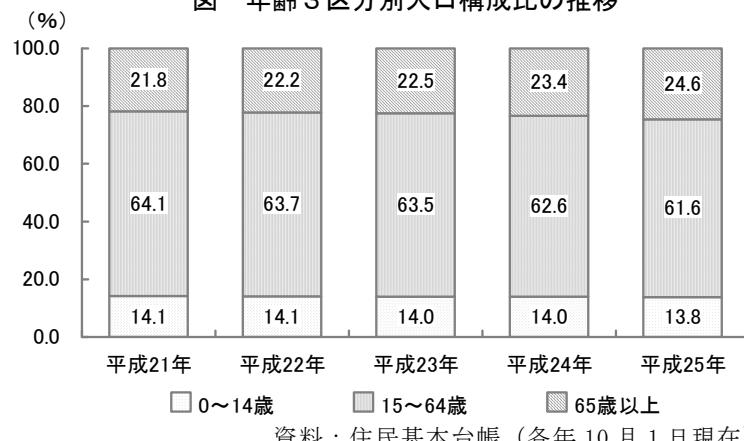
少子高齢化は今後も進むことが予測される中、誰もがあらゆる分野の活動に参画し、能力を発揮されることが望されます。

図 性別総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図 年齢3区分別人口構成比の推移

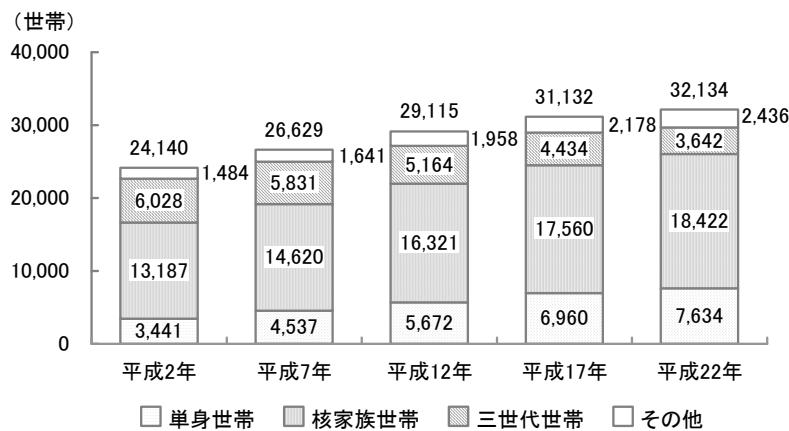


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯

一般世帯数は増加を続けています。また、世帯区分では、単身世帯、核家族世帯が増加している一方、三世代世帯は減少しており、核家族化がうかがえます。

図 一般世帯数と世帯区分の推移



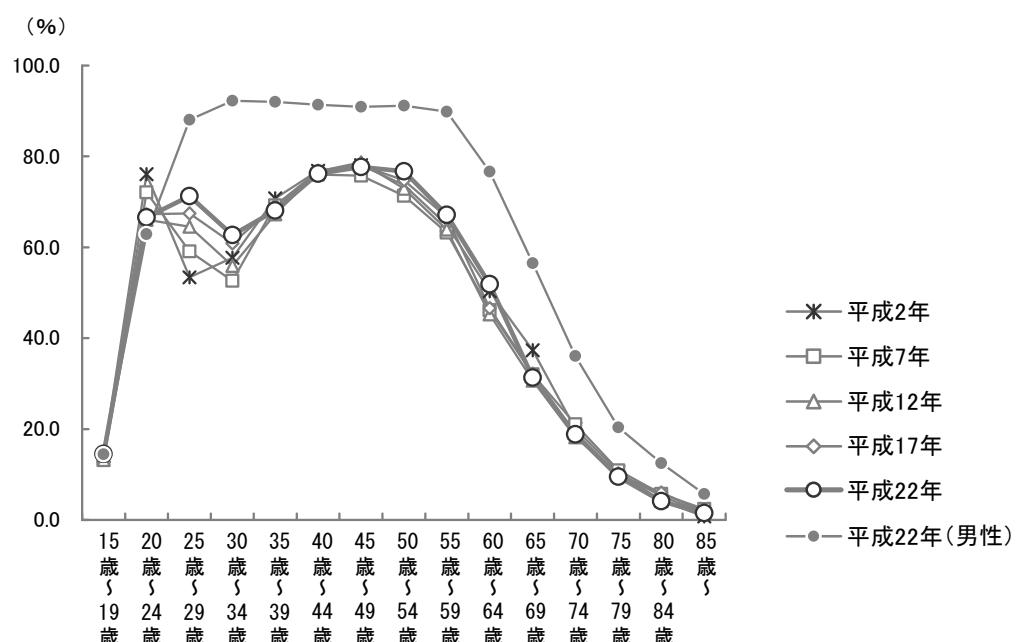
資料：国勢調査

(3) 就労状況

女性の年齢別就業率をみると、30~34歳の就業率が一旦落ち込む、「M字カーブ※」を描いており、結婚や出産・育児により就業を中断している現状がうかがえます。

ただし、25~29歳、30~34歳の就業率は年々増加しており、徐々にこの状況が解消されつつある傾向もみられます。

図 女性の年齢別就業率の推移



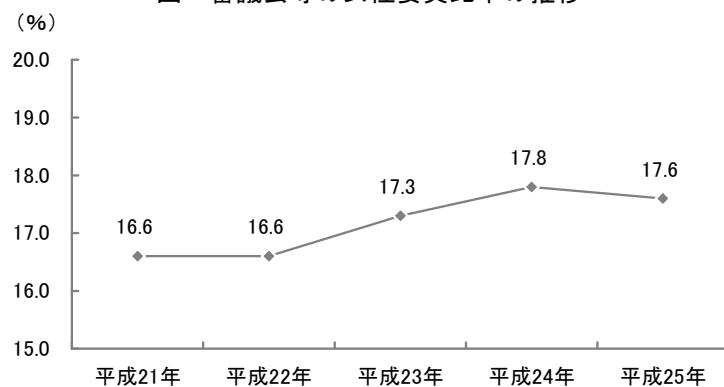
資料：国勢調査

※M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることがあります。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためにこのような形になります。

(4) 女性の参画状況

関市では、審議会等の女性委員比率は平成22年以降緩やかに上昇しましたが、平成25年の目標値である30.0%は達成していない状況です。

図 審議会等の女性委員比率の推移



資料：市民協働課（各年6月1日現在）



2 男女共同参画に関する意識

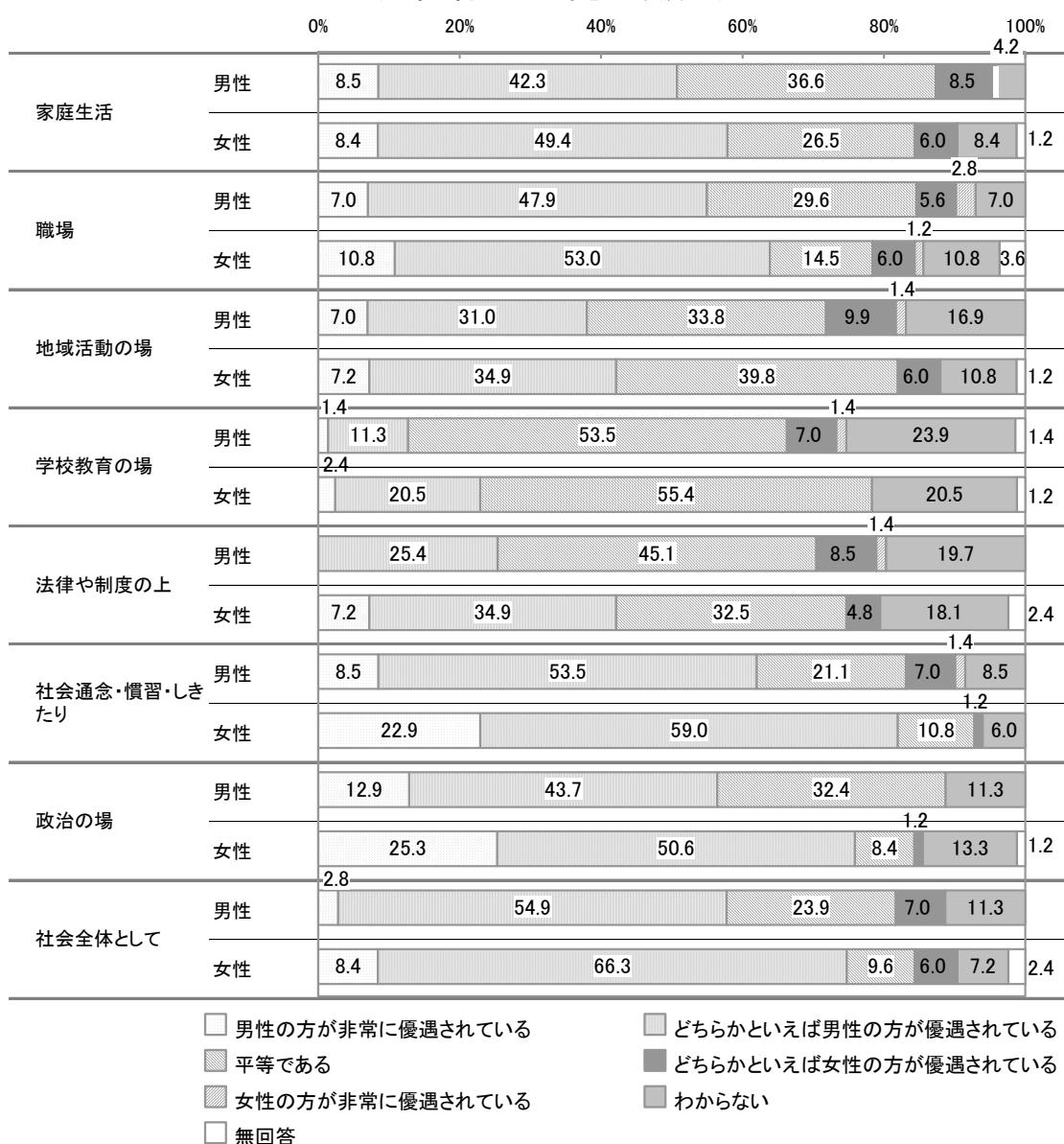
平成24年8月に岐阜県で実施された「男女共同参画に関する県民意識調査」から、市民や近隣住民の男女共同参画に関する意識をまとめます。

(1) 男女の平等感

中濃地域では、家庭生活から社会全体に関する8つの分野の多くで、男性優遇の意識が高く、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体として」、「政治の場」において特に高くなっている一方「学校教育の場」では他の分野と比べて平等意識が高くなっています。

性別でみると、いずれの分野も女性の方が男性優遇の意識が高く、男女間で意識の違いがみられます。

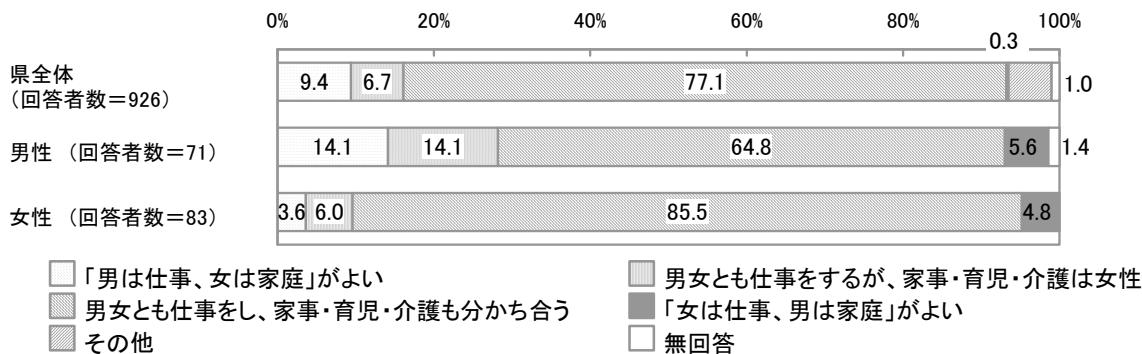
図 分野別男女の平等感（中濃地域）



(2) 男女の役割分担意識

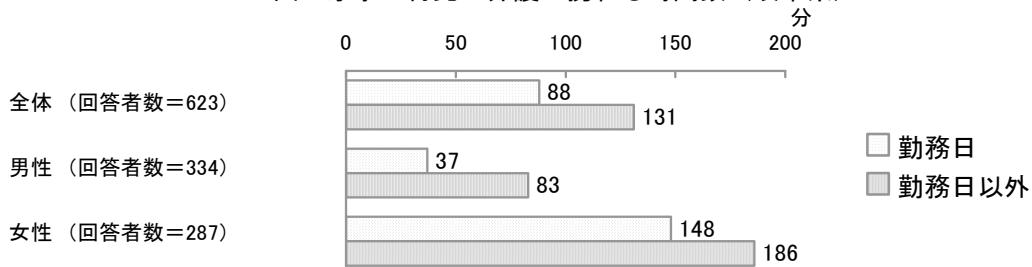
全体では、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かれ合う」が77.1%と最も高くなっています。中濃地域では、女性に比べて男性で「男は仕事、女は家庭」がよい」「男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性」の割合が高くなっています。

図 性別によって男女の役割を決める考え方について（中濃地域）



家事等に携わる時間の平均値は、全体で勤務日は88分、勤務日以外で131分となっています。男性に比べて女性の家事・育児・介護に携わる時間が高くなっています。

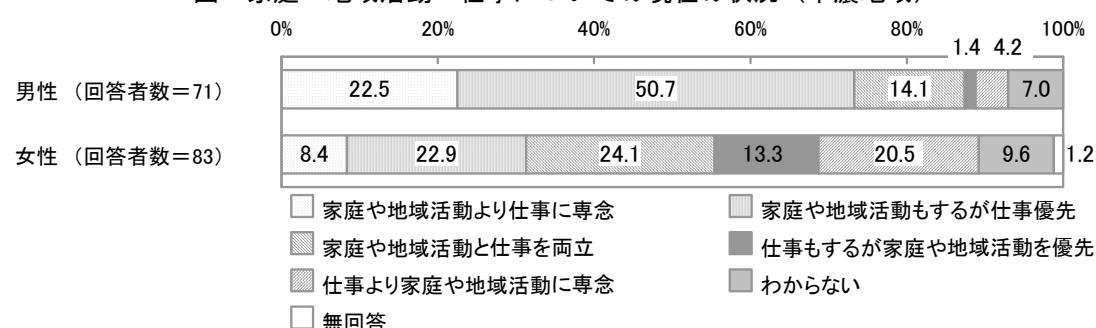
図 家事・育児・介護に携わる時間数（岐阜県）



(3) ワーク・ライフ・バランス※の状況

中濃地域では、女性に比べて男性で「家庭や地域活動より仕事に専念」「家庭や地域活動もするが仕事優先」の割合が高く、一方男性に比べて女性で「家庭や地域活動と仕事を両立」「仕事をするが家庭や地域活動を優先」「仕事より家庭や地域活動に専念」の割合が高くなっています。

図 家庭・地域活動・仕事についての現在の状況（中濃地域）

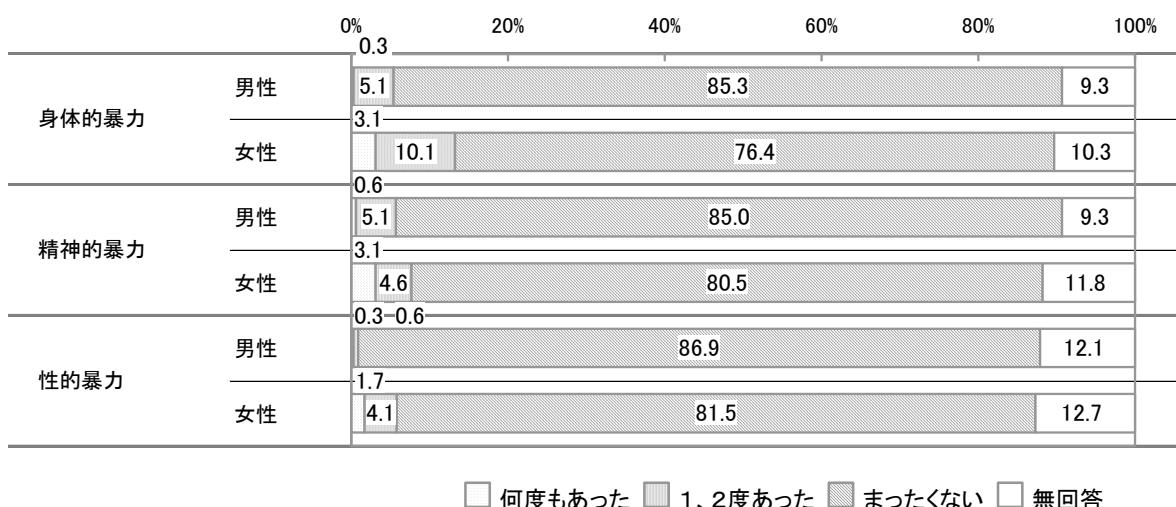


※ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会に向けた取組みのことをいいます。

(4) DV^{*}被害の状況

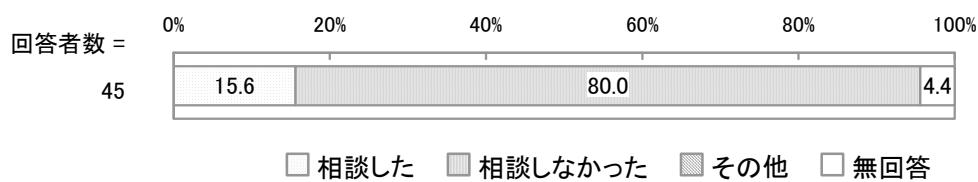
身体的暴力を受けた経験のある人の割合（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）は、男性で5.4%、女性で13.2%、精神的暴力を受けた経験のある人の割合は男性で5.7%、女性で7.7%、性的暴力を受けた経験のある人は、男性で0.9%、女性で5.8%となっており、いずれも男性に比べて女性の被害者が多くなっています。

図 DV被害経験（岐阜県）



DV被害を受けた経験のある人の相談状況については、「相談しなかった」が80.0%を占めており、「相談した」は15.6%に留まっています。相談しなかった理由では「相談してもむだだと思った」、「相談するほどのことではないと思った」が多くなっています。

図 DV被害者の相談状況（岐阜県）



*DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力行為。DVは被害者の生命や身体、精神的にも重大な危害を与え、被害者のみならず養護する子どもの心身の成長にも深刻な影響を与える児童虐待ともなる行為である。DVの様態はさまざまで、身体的暴力だけでなく、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的隔離など、その心身に有害な影響を及ぼす言動もDVに該当します。

(5) 企業調査の結果

本プランの策定にあたって、市内の企業500社に向けて企業調査を実施し、そのうち239社から回答を得られました。(有効回収率 47.8%)

男女共同参画社会の実現に向けた取組みの認知度は57.3%となっています。

女性に望む働き方については、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」の割合が52.7%と最も高くなっています。一方で継続就労には欠かせないワーク・ライフ・バランスについては、取組みを「支援していきたいが余裕がない」の割合が28.9%と最も高く、働き続けるための環境づくりについて困難さがうかがえます。

図 市が進めている男女共同参画社会の実現に向けた取組みの認知度

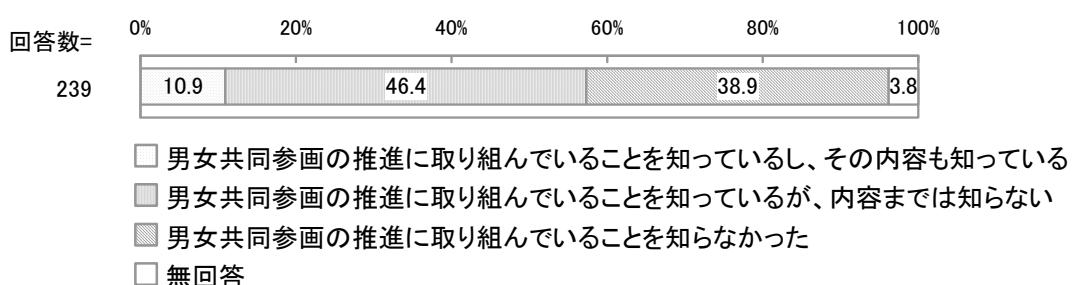


図 女性従業員に望む働き方

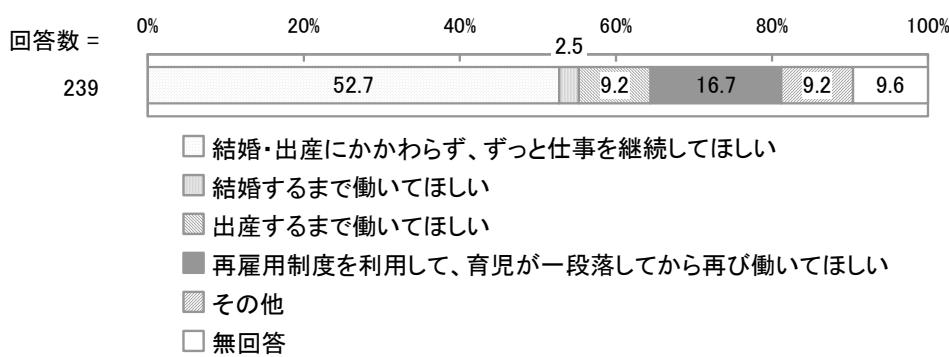
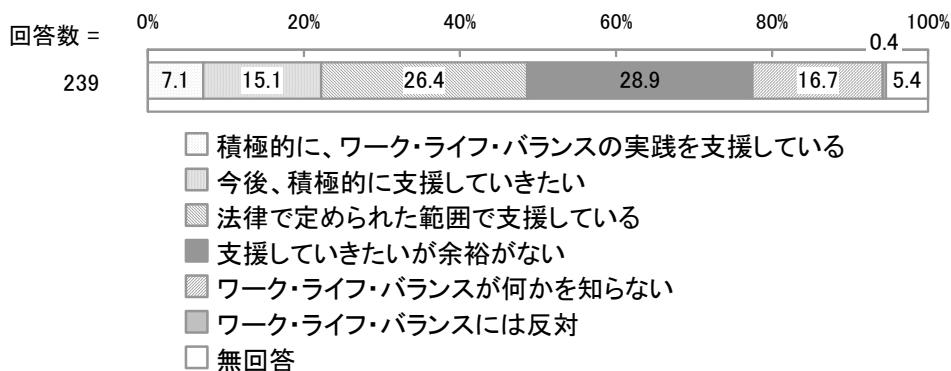


図 ワーク・ライフ・バランスについての考え方



(6) ヒアリング結果総括

本プランの策定にあたって、市内の関係団体・企業等 15 団体について、ヒアリングシート及び対面によるヒアリングを実施しました。その結果についてまとめます。

【企業ヒアリング】

- ・企業内では、職種の特性によって男性、女性が多く分担していることはあるものの、お茶くみや会議での発言などにおいて固定的な性別役割分担^{*}は少なくなっている状況がうかがえました。しかし、男女共同参画社会の認知度については、内容までの周知には課題がみられ、今後、理解の促進が望まれます。
- ・昇給・昇格、雇用等についても男女で区別することなく、能力によって、女性でも管理職に登用する機会はあるという回答が多くみられました。しかし、実際には女性の管理職は少なく、依然として方針決定過程への女性の参画に課題がみられます。女性の管理職登用が進まない原因として、結婚・出産を機に退職してしまう女性もあり、育児休業の取得を推奨しても、取得しながら就労を継続することへの不安感や困難さを感じていることがうかがえます。今後は、復帰後のサポート体制などにより、安心して就労を継続できる環境が求められます。
- ・ワーク・ライフ・バランスの取組みについては、特化した取組みは少ないものの、本人の家庭等の状況と仕事とのバランスについて、個別の相談に応じている企業もあり、柔軟に対応する環境づくりを進めていることがうかがえます。このため、就労者がワーク・ライフ・バランスについての課題を抱えた時には、相談する姿勢も必要とされます。

【関係団体ヒアリング】

- ・地域におけるお茶くみや会議への出席など性別による固定的な役割分担の実情は地域により差があり、根強く残っている地域もうかがえます。
- ・自治会など地域活動団体の長は、現状は男性が多くなっていますが、女性を登用する要望も多く、女性を登用することで、地域活動の変化や地域の活性化への期待もみられました。このため、女性の人材の掘り起しや意思決定過程への参画促進が求められます。

^{*}固定的な性別役割分担：個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めることがあります。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えは、性別によって固定的に役割を決めている代表的な例とされています。

- ・災害対策については、一人ひとりの防災への意識が大切であるとともに、女性の視点を踏まえた防災活動などをしてほしいという要望も聞かれました。
- ・DVについては、正しい理解の浸透に課題がみられ、身体的な暴力だけでなく、心理的な暴力をはじめとした、さまざまな様態がある実態を周知することが求められます。
- ・DV被害者を救済するには、相談窓口が必要ですが、この周知が不足しているとの意見がありました。
- ・DV被害者への支援策として、相談を受けた職員が最初のつながりになりますが、二次的被害が起こることがないよう、職員の資質向上に向け、研修などの支援が望まれていました。

Topics 企業や関係団体から聞かれた意見
～「男女共同参画社会」という言葉について～

- ・男女共同参画に特別に難しいイメージはない。
「平等」と聞くと全く一緒というイメージもあるが、実際はどうしても異なる役割があり、うまく助け合えればよいと思う。
- ・「男女共同参画社会」男性が子育てをする、女性が社会進出するというイメージがある。性別で先入観をもって分けせず、希望するところに参画していく社会。

3 関市の現状と課題（まとめ）

「男女共同参画に関する県民意識調査」からみられる男女共同参画に関する意識や平成25年に実施したヒアリング調査結果から関市の男女共同参画の推進にかかわる現状と課題をまとめます。

（1）男女共同参画社会をめざす意識づくり

【課題1】みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例についての周知啓発が必要

関市では、依然として、「男性が仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識がみられ、男女共同参画の考え方を広く周知することが求められます。このため、関市では、平成26年に男女共同参画の推進に関する条例を制定することを予定しています。より強力に男女共同参画を推進するため、条例についてわかりやすく解説し、理解を促進することが必要です。

【課題2】子どものころからの男女共同参画意識を育てることが必要

男女共同参画社会の実現に向けて、次世代を担う子どもの男女共同参画意識を育てることは大きな意味をもち、子どもを取り巻く家庭や教育環境において男女共同参画意識を浸透させていくことが求められます。

【課題3】セクシュアル・ハラスメント被害など人権侵害への認識を高めることが必要

社会問題でもあるセクシュアル・ハラスメントは、重篤な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する重要な課題です。今後も各関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりが必要です。

（2）あらゆる分野における男女共同参画の推進について

【課題1】政策方針決定過程への女性の参画の促進が必要

関市では、政策方針決定過程への女性の参画の指標として、審議会・委員会への女性委員の登用率30.0%をめざしてきましたが、現在は未達成の状況があります。このため、政策・方針決定過程に女性が参画することによる効果等をわかりやすく啓発し、地域社会全体に意識変革を促すとともに、地域活動の運営の中心へ女性が参画することを働きかけることが必要です。一方では、誰もが参加しやすい会議運営の方法を検討するなど、性別や年代にかかわらず参画しやすい環境づくりを進めることも重要です。

【課題 2】家庭における男女共同参画の実践が必要

男性に比べて女性が家事に携わる時間が圧倒的に多い現状がみられます。女性の職場や地域活動への参画を進めるため、男女がともに協力し、責任を分かちあって家庭生活を担う意識の啓発が必要です。

【課題 3】地域における男女共同参画の実践が必要

男性に比べて女性では、仕事よりも家庭生活や地域活動を優先している状況がみられます。市民一人ひとりが性別や世代に関係なく、地域活動を担う必要性について理解し、参画意識を高めるとともに、誰もが参画しやすい地域活動の実施方法について工夫が求められます。

(3) 男女の就労環境やワーク・ライフ・バランスについて

【課題 1】男女がともに働きやすい職場づくりが必要

個人の能力の開発や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正、働き方の見直し、多様な就労機会の確保など、性別にかかわらず、労働者がライフスタイルに応じて、柔軟な働き方が可能となる職場環境を整備するなど、男女がともにさまざまな選択をしながら力を発揮できる職場づくりが必要です。

【課題 2】ワーク・ライフ・バランスの推進が必要

家庭生活と仕事との両立支援策として、保育サービスや介護サービスの充実が必要であるとともに、多様で柔軟性のある就労の場が求められます。

また、育児・介護休業法は、仕事と家庭生活の両立を後押しする制度として平成 22(2010)年に改正され、短時間勤務の義務化や父母がともに育児休暇をとる場合の休業期間の延長などがうたわれています。こうした制度の周知と利用促進を図るとともに、企業に対しては制度の普及と利用しやすい環境づくりについて働きかけることが必要です。

(4) 男女の自立した生活への支援に向けて

【課題 1】男女の特性を理解しながら、健康づくりに取り組むことが必要

女性の妊娠・出産期、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれの健康上の課題があり、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、こうしたそれぞれの健康課題について男女がともに正しい知識をもち、健康づくりに取り組むことが求められます。また、男女が互いの身体的性差を理解し、互いを尊重することは、男女共同参画社会の形成には不可欠なものです。

【課題2】個人の健康づくりを支援する各種事業の推進が重要

個人の健康づくりを支援するため、健康管理・保持・増進に関する情報提供を行うとともに、学校教育や生涯学習活動のなかで、性教育、感染症予防、薬物被害の防止教育、スポーツ・レクリエーションを通したさまざまな健康づくり活動や健康相談事業などの支援を継続していくことが必要です。

(5) DV防止対策について

【課題1】DVを許さない社会気運づくりが必要

暴力につながる男女間の上下関係の意識を払拭するため、男女共同参画の意識づくりを積極的に進めるとともに、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などの暴力は、重大な人権侵害であり、そのような暴力を許さない社会的気運の醸成を図ることが必要です。

さらに将来にわたってDVを防止するためにも、若年層から人権教育やDVに関する教育を行うことが必要です。

【課題2】潜在化している被害者を支援する安心して相談できる体制の充実が必要

DV被害者の多くが自分の被害を過小評価し、相談していない現状から、表面化していない被害の早期発見に向け、関係者の意識の向上と被害者自身が安心して安全に相談できる窓口の充実、さらに窓口を広く周知することが必要です。

【課題3】被害者の安全確保体制が重要

関係機関の連携により被害者の救済、その後の自立支援を一体的に行う支援体制が必要です。また、相談員については、二次的被害につながらないよう、研修などにより資質向上に向けた支援が必要です。